

参考資料 No. 2

「(2) 地方最低賃金審議会における審議に関する
事項」関連資料

中央最低賃金審議会小委員会報告（抄）

昭和 52 年 9 月 28 日 中央最低賃金審議会了承

（了解事項）

前述の小委員会報告をまとめるにあたり、次の事項を了解した。

- ① 目安は、都道府県内の地域格差、産業格差等を一切考慮しない各都道府県の低賃金層の平均状態を前提とし、全国的な整合性を配慮して描かれた最低賃金の水準を念頭におき、示されるものである。
- ② 地方最低賃金審議会においては、従来同様各都道府県内の賃金状態に応じた独自の判断を下すために、賃金実態調査、参考人の意見聴取、実地視察等を行い審議をすすめ、改定についての結論を得るまでの過程において、全国的なバランスを配慮するという観点から、中央最低賃金審議会が提示した目安を参考にするものであって、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会の
検討状況の中間的な取りまとめについて（全員協議会報告）（抄）

（平成12年3月24日中央最低賃金審議会了承）

2 経済情勢等を踏まえた目安の決定のあり方等について

（略）

(4) 目安と地方最低賃金審議会における審議の関係

以上の考え方により、中央最低賃金審議会としては目安を決定し、地方最低賃金審議会に示すものであるが、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであって、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという従来からの取扱いを堅持すべきである。

したがって、地方最低賃金審議会での最低賃金の改定に当たっては、目安を参考としつつ、賃上げの実施状況等の地域の事情を踏まえ、実態に即した自主的な判断を下し得るものであり、今後とも、地方最低賃金審議会での自主性の発揮を一層期待するものである。

目安のランク区分及び表示方法について (中央最低賃金審議会における検討経過)

1 発足の経緯

- (1) 昭和 47 年以降各地方最低賃金審議会において各地域の実情に応じ地域別最低賃金額が決定・改正されていたが、「全国的な整合性の確保に資する見地から」目安が昭和 53 年度から提示されている。
- (2) 昭和 52 年の各都道府県の地域別最低賃金額を基礎に 4 ランクに区分し、また、ランク付けもこれに基づいてなされたものである。
- (3) 目安の表示は、各ランク毎の最低賃金額の中間値を基礎に引上げ額の絶対値で示す形で開始された。
- (4) これは、中央最低賃金審議会としては各都道府県の地域別最低賃金額の水準については判断を加えず、その調整は各地方最低賃金審議会の自主的な判断に委ねるとの考え方によるものである。

2 昭和 55 年及び 56 年の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における議論

- (1) 昭和 55 年及び 56 年の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、目安の表示方法やランク区分について議論がなされた。
- (2) 労働者側は、目安を最低賃金額の絶対額で示すべきであり、それが受け入れられないならば、各ランク同額の引上げ額にすべきであると主張し、使用者側は、ランク区分を見直し 5 ランクに、具体的には現行の D ランクに属する県では最低賃金額が当該県の賃金実勢より高すぎる実態があるので D ランクを 2 分するべきであり、また、下位ランクのアップ率を低くすべきであることを主張した。
- (3) 昭和 55 年、56 年とも目安の表示方法、ランク区分について労使の合意は得られず、最終的に目安は従来と同様の形態で示されることとなった。

3 昭和 57 年から 58 年にかけての全員協議会における議論

- (1) 昭和 57 年から 58 年にかけての全員協議会において、目安のランク区分、表示方法等について検討を行った。なお、検討の過程において、一部の地方最低賃金審議会から各都道府県の地域別最低賃金の水準問題（各都道府県ごとの低賃金労働者の賃金実態と地域別最低賃金額との整合性の確保等）及び地方最低賃金審議会の改正審議の長期化防止の問題についても検討する必要がある旨の意見が寄せられたことから、これについても検討を行った。
- (2) 労使の主張
 - ① ランク数については、労働者側は当面は現行 4 ランクを維持しつつ将

来的には減らしていくべきであると主張し、使用者側は少なくとも5ランク、できればそれ以上に増やすべきであると主張した。

- ② 表示方法については、労働者側は、各ランクごとの標準値として絶対額で表示すべきであると主張し、使用者側は、各ランクごとに引上げ額で表示する現行方式を維持すべきであると主張した。
 - ③ 各都道府県の地域別最低賃金の水準については、公益案（賃金構造基本統計調査等による各都道府県の低賃金労働者の賃金実態と地域別最低賃金との相関関係は、全体としてそれ程大きな不整合はみられず、ある程度は乖離していると認められるのは数県であり、当該地方最低賃金審議会が乖離の程度を判断するための指針としての別表（ある程度の乖離の認められる都道府県に○△の印を付したものを）を参考資料として添付するもの）に対して、労働者側は、最終的に本文には賛成するが、別表に○△の印を付することには反対であると主張し、使用者側は、別表は削るとともに本文に三重県及び奈良県にある程度の乖離は認められることを記載することを主張した。
- (3) 対応策として考えられたものは次のとおり。
- ① ランク数の増減
 - ② 絶対額による表示
 - ③ 引上げ率による表示
 - ④ 各都道府県の賃金実態に基づくランク区分
- (4) いずれの案についても合意が得られず、引き続き検討することとなった。

4 平成元年全員協議会報告における議論

- (1) 平成元年2月に設置された全員協議会においても、目安のランク区分及び表示方法について、引き続き検討された。
- (2) 労使の主張としては、目安の表示方法について、労働者側は、地方最低賃金審議会の自主性を拡大し、地域別最低賃金の各県別順位を是正し、全国的整合性を確保するためには、目安の形態にランク別の引上げ額からゾーンの表示（ランク間オーバーラップ方式）に変えることを主張し、使用者側は、各ランクごとの引上げ率による表示を行うことを主張した。
また、ランク区分については、労働者側は特段の主張がなく、使用者側は、各県および各県内の地域格差の実態に即して合理的な設定をめざすべきであると主張した。
- (3) 目安の表示方法については合意をみるに至らず、全国的整合性及び地方最低賃金審議会の自主性を確保する観点から、今後検討を行い、平成2年度からその具体化が図れるように努めることとされた。
また、ランク区分についても、合意をみるに至らず、今後協議することとなった。

5 平成2年全員協議会報告における議論

- (1) 平成元年より引き続き開催された全員協議会において、目安の表示方法については、労働者側はゾーン方式を主張し、使用者側はゾーン方式は考慮には値するが、地方最低賃金審議会における具体的な金額審議の際にその適正な運営につき不安があると主張し、この点については、今後検討を続けることとされた。
- (2) なお、地域別最低賃金の順序については、平成2年全員協議会報告においては、現時点では整合性（各都道府県の賃金の実態の順序と地域別最低賃金の水準の順序）については幾つかの地域において問題があるものの、多くの地域について問題がないとされた。

6 平成7年全員協議会における議論

- (1) 平成5年3月に設置された全員協議会において、目安のランク区分及び表示方法について議論がなされた。
- (2) ランク区分について、労働者側は、東京の最低賃金が賃金実態との関係で低くなっていると問題にし、使用者側はランク数を含めて議論する必要があるとしたが、6年中には合意をみるに至らず、継続して審議がなされた結果、各都道府県の経済実態に基づき各都道府県の各ランクへの振分けを見直し、今後見直し後のランクで目安を示すことで合意された。このうち、各都道府県の経済実態をどのように把握するかという問題に関しては、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数を各都道府県の経済実態とみなすこととし、諸指標としては、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（10指標）及び企業経営に関する指標（5指標）を用いることが、また、各指標については、原則として直近5年間の数値の平均値に基づいて検討することが合意された。さらに、以上の20の指標を総合化した総合指数は、20の指標についてそれぞれ東京を100とした指数を求め、そうやって出された指数を単純平均することによって算出することで了承された。次に、ランク数については、従来と同様4つとすることで合意された。さらに、各都道府県の各ランクへの振分けに当たっては、各都道府県の経済実態を示す総合指数を基本に、原則として総合指数に比較的大きな格差のある府県間に着目するとともに、各ランクにおける総合指数の分散度合を全体的に小さくする方向でランクの境界を設定することで合意された。さらに、ランク区分については、今後5年ごとに、今回用いた20の指標を総合的に指数化した総合指数に基づいて見直しを行うことが合意された。
- (3) 表示方法については、労働者側は現行の各ランクごとに単一の額で表示する方式について、ランク間格差の拡大とランク内格差の縮小という現象を生じさせ、各ランクの上位県の最低賃金額が低く抑えられていると主張

し、使用者側は、今度とも額表示を行うこと、ゾーン方式には問題があり反対であることを主張したが、6年中に合意をみるには至らず、継続して審議がなされた結果、現行の各ランク区分ごとの引上げ額による表示を引き続き用いることが、目安額の算定については「新たに各ランクに振り分けられた都道府県の地域別最低賃金額の単純平均値方式」とすることが合意された。

7 平成12年全員協議会における議論

- (1) 平成11年4月に設置された全員協議会でランク振分け等ランク区分の見直しと表示方法について議論がなされた。
- (2) ランク区分について、ランク数は従来どおり4ランクとすることが合意された。ランク区分見直しの基礎とした20の指標の取扱いについては検討の余地のあるデータもあるが基本的に変更せず、各ランクへの振分けはランク間の移動・ランクごとの変動をおさえ、各ランクにおける総合指数の分散度合いを小さくすることも考慮して決定することが合意された。
- (3) 表示方法について、労働者側は賃金や経済諸指標に対比した地域別最低賃金の全国順位における整合性の確保という観点から、「ランク間オーバーラップゾーン方式」というようなことも含め、何らかの工夫、改善を加えるべきであると主張した。一方、使用者側は制度としては現行制度の中で地方最低賃金審議会の自主性を持たせるべきであるとし、「ランク間オーバーラップゾーン方式」対しては慎重な態度を示した。さらに審議を重ねた結果、ランク制度の意義を損なわないようにするため、当面は現行の各ランクごとの引上げ額による表示を引き続き用いることが合意された。

目安の位置付け

令和4年3月22日第3回目安制度の在り方に関する全員協議会資料No.5(抜粋)

目安制度の在り方に関する検討の経緯(2)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
昭63 ～平2	全員協議会 (昭63設置) ○ 表示方法	○ ゾーン方式の導入	○ 各ランクごとの引上率	<平成元年全員協議会報告> ○ 表示方法については、今後検討を行い平成2年か ら具体化が図れるよう努める <平成2年全員協議会報告> ○ 引続き検討
	○ 表示方法	○ ゾーン方式の導入	○ ゾーン方式は考慮に値するが地 賃での運用に不安	

目安制度の在り方に関する検討の経緯(3)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
平3 ～7	全員協議会 (平5.3設置) ○ 表示方法	○ ゾーン方式とすべき	○ ゾーン方式には反対 ○ 表示は今後とも率でなく額で表示 すべき	<平成6年全員協議会報告(中間)> ○ 表示方法は現行どおり、各ランクごとの引上額表示 (新たなランクの単純平均方式)

目安制度のあり方に関する検討の経緯(4)

年度	検討事項	労働者側の主張	使用者側の主張	結論
平8 ～12	全員協議会 (平11.4設置) ○ 表示方法	○ ゾーン方式とすべき	○ ゾーン方式は慎重な検討が必要	<平成12年全員協議会報告(中間)> ○ 表示方法は現行どおり、各ランクごとの引上額表示

平成19年度地域別最低賃金額改定について

(単位:円)

1. 地域別最低賃金額改定の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19
B	栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	14
C	北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	9~10
D	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	6~7
	加重平均	14

2. 各地域別最低賃金の改定状況

ランク	都道府県	19年度決定金額	引上げ額
A	東京	739	20
	神奈川	736	19
	愛知	714	20
	大阪	731	19
	千葉	706	19
B	滋賀	677	15
	兵庫	697	14
	静岡	697	15
	埼玉	702	15
	京都	700	14
	長野	669	14
	富山	666	14
	三重	689	14
	広島	669	15
	栃木	671	14
C	茨城	665	10
	山梨	665	10
	群馬	664	10
	香川	640	11
	石川	662	10
	奈良	667	11
	山口	657	11
	岡山	658	10
	福井	659	10
	宮城	639	11
	福岡	663	11
	北海道	654	10
	新潟	657	9
	岐阜	685	10
	福島	629	11
	和歌山	662	10
	D	徳島	625
大分		620	7
島根		621	7
山形		620	7
愛媛		623	7
鳥取		621	7
岩手		619	9
佐賀		619	8
高知		622	7
鹿児島		619	8
熊本		620	8
秋田		618	8
宮崎		619	8
長崎		619	8
青森	619	9	
沖縄	618	8	
	加重平均	687	14

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(抄)

(平成 29 年 3 月 28 日)

1 目安制度の意義について

(1) 目安制度の原点に立ち返った検討

目安制度の見直しの検討に当たっては、平成 23 年の全員協議会報告において引き続き検討することとされた事項及び全員協議会で新たに提起された問題・指摘を踏まえ、地方最低賃金審議会会長や有識者からの意見も聴取しながら検討を行い、平成 27 年 5 月に論点の中間整理を行った（別紙 1）。

さらに、その後のランク区分の在り方の検討の過程において、ランク区分が目安制度の運用の基本に関わる部分であり、もう一度原点に立ち返って議論すべきである、また、関係者の理解と信頼を得るべく慎重に検討すべきであるとの意見があったことを踏まえ、目安制度の必要性について、改めて地方最低賃金審議会委員の意見を聴取しつつ、目安制度の原点に立ち返って慎重に検討を積み重ねた。

(2) 目安制度の必要性について

目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見も踏まえて検討した結果、その運用に当たっての課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47 都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した。

各都道府県に適用される目安のランクの推移

S53年度～	H7年度～	H12年度～	H17年度～	H23年度～	H29年度～
大東 神奈川	東神 奈川	東神 奈川	東神 奈川	東神 奈川	東神 奈川
愛千 埼兵京静岐三	愛千 埼滋京析静兵茨三	愛千 滋兵埼京長広析静	滋兵 静埼京長富三	埼静 三滋析広富兵京茨長	埼千 京兵静滋茨析広長富三
山長 和石富茨析群滋福新福広岡北山奈宮高徳愛香鳥福島山秋青岩佐長熊沖大宮鹿	山歌 川山城木馬賀井潟岡島山道口良城知島媛川取島根形田森手賀崎本縄分崎島	山重 梨山重梨良川山川潟岡城阜井口島道山媛分形島根取賀知本田手崎島森崎縄	山重 梨山重梨良川山川潟岡城阜井口島道山媛分形島根取賀知本田手崎島森崎縄	山重 梨山重梨良川山川潟岡城阜井口島道山媛分形島根取賀知本田手崎島森崎縄	山重 梨山重梨良川山川潟岡城阜井口島道山媛分形島根取賀知本田手崎島森崎縄
A	A	A	A	A	A
B	B	B	B	B	B
C	C	C	C	C	C
D	D	D	D	D	D

ランク区分見直しの基礎となる諸指標とその資料出所

指標		資料出所	平成29年以降の統計調査の主な変更等
①	1人当たりの県民所得	内閣府「県民経済計算年報」	
②	雇用者1人当たりの雇用人報酬	内閣府「県民経済計算年報」	
③	1世帯1月当たりの消費支出（単身世帯）	総務省「全国消費実態調査」	令和元年調査は「全国家計構造調査」として実施（調査対象月が9～11月の3か月間から、10、11月の2か月間に短縮される等の変更あり。）。
④	消費者物価地域差指数	総務省「小売物価統計調査」	
⑤	1人当たり家計最終消費支出	内閣府「県民経済計算年報」	
⑥	1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。
⑦	常用労働者1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）	厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」	
⑧	常用労働者1人1時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29人（製造業99人））	厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」	
⑨	短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。
⑩	1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数（5人以上）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査（特別集計）」	令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。
⑪	短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数（5人以上）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査（特別集計）」	令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。
⑫	常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数（1～29人（製造業99人））	厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」	
⑬	新規高等学校卒者の初任給（10人以上）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。また、初任給が調査事項から削除され、代わりに新規卒者の所定内給与額を集計（初任給額は通勤手当が除かれていたが、新規卒者の初任給額には通勤手当が含まれる。）。
⑭	地域別最低賃金額	厚生労働省調べ	
⑮	1事業従事者当たり付加価値額（製造業）	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」	
⑯	1事業従事者当たり付加価値額（建設業）	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」	
⑰	a	1事業従事者当たり付加価値額（卸売業）	
	b	1事業従事者当たり付加価値額（小売業）	
⑱	1事業従事者当たり付加価値額（飲食サービス業）	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」	
⑲	1事業従事者当たり付加価値額（サービス業）	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」	

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成21～25年)		②雇業者1人当たりの雇 用者報酬 (平成21～25年)		③1世帯1月当たりの消 費支出(単身世帯)(平成 26年)		④消費者物価地域差指 数(平成25～27年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	4,449,222	100.0	6,325,990	100.0	213,735	100.0	104.8	100.0
神奈川	2,925,636	65.8	5,018,081	79.3	173,028	81.0	103.7	98.9
大阪	2,952,099	66.4	5,266,436	83.3	143,522	67.1	100.3	95.7
愛知	3,294,318	74.0	4,559,388	72.1	181,406	84.9	98.7	94.1
埼玉	2,796,195	62.8	4,640,217	73.4	173,042	81.0	101.4	96.7
千葉	2,891,794	65.0	4,621,544	73.1	172,233	80.6	99.6	95.0
京都	2,929,511	65.8	4,556,044	72.0	170,164	79.6	100.8	96.2
兵庫	2,706,202	60.8	4,604,046	72.8	171,311	80.2	100.9	96.2
静岡	3,184,237	71.6	4,298,036	67.9	171,936	80.4	98.0	93.5
滋賀	3,177,669	71.4	4,263,633	67.4	153,706	71.9	99.3	94.8
茨城	3,034,168	68.2	4,521,194	71.5	156,650	73.3	98.3	93.7
栃木	3,018,923	67.9	4,733,546	74.8	154,681	72.4	98.8	94.3
広島	2,966,202	66.7	4,329,443	68.4	158,834	74.3	98.5	94.0
長野	2,615,828	58.8	4,543,401	71.8	190,078	88.9	97.1	92.7
富山	3,033,070	68.2	4,124,754	65.2	179,359	83.9	97.9	93.4
三重	2,931,578	65.9	4,440,479	70.2	150,489	70.4	98.3	93.8
山梨	2,785,305	62.6	4,502,475	71.2	155,868	72.9	98.3	93.8
群馬	2,873,646	64.6	4,267,600	67.5	167,926	78.6	96.8	92.3
岡山	2,687,716	60.4	4,288,054	67.8	157,243	73.6	98.6	94.1
石川	2,842,496	63.9	4,078,946	64.5	180,370	84.4	99.8	95.2
香川	2,779,498	62.5	4,452,137	70.4	164,853	77.1	98.1	93.6
奈良	2,456,704	55.2	4,844,206	76.6	161,117	75.4	97.4	92.9
宮城	2,592,342	58.3	4,290,483	67.8	160,501	75.1	98.2	93.6
福岡	2,773,773	62.3	4,455,285	70.4	159,320	74.5	97.3	92.8
山口	2,951,358	66.3	4,398,552	69.5	170,507	79.8	98.4	93.8
岐阜	2,664,300	59.9	4,116,398	65.1	176,883	82.8	97.0	92.5
福井	2,814,920	63.3	4,106,939	64.9	166,207	77.8	99.7	95.1
和歌山	2,661,860	59.8	4,006,123	63.3	133,666	62.5	100.0	95.4
北海道	2,473,079	55.6	4,315,116	68.2	151,979	71.1	99.1	94.5
新潟	2,657,921	59.7	4,082,772	64.5	149,051	69.7	98.4	93.9
徳島	2,731,967	61.4	4,173,624	66.0	152,804	71.5	98.5	94.0
福島	2,538,743	57.1	4,159,838	65.8	158,541	74.2	99.7	95.1
大分	2,460,640	55.3	4,093,654	64.7	158,667	74.2	97.5	93.0
山形	2,424,529	54.5	3,930,871	62.1	161,977	75.8	100.7	96.1
愛媛	2,511,955	56.5	3,931,339	62.1	127,779	59.8	97.9	93.4
島根	2,339,180	52.6	3,760,228	59.4	156,926	73.4	99.8	95.2
鳥取	2,277,351	51.2	3,698,994	58.5	167,319	78.3	98.3	93.8
熊本	2,366,116	53.2	3,943,996	62.3	144,622	67.7	98.2	93.6
長崎	2,359,034	53.0	3,836,475	60.6	145,200	67.9	99.3	94.8
高知	2,302,868	51.8	4,412,863	69.8	132,959	62.2	99.1	94.5
岩手	2,432,248	54.7	3,935,461	62.2	144,459	67.6	98.4	93.9
鹿児島	2,368,183	53.2	3,877,423	61.3	151,052	70.7	97.2	92.8
佐賀	2,449,827	55.1	3,253,514	51.4	144,284	67.5	97.1	92.6
青森	2,359,028	53.0	3,801,054	60.1	146,357	68.5	98.7	94.2
秋田	2,345,513	52.7	3,461,507	54.7	148,299	69.4	98.1	93.6
宮崎	2,276,772	51.2	3,733,120	59.0	152,484	71.3	96.1	91.7
沖縄	2,037,371	45.8	3,518,843	55.6	125,530	58.7	98.3	93.7

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国消費実態調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成21~25年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23~27年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成22~平成26年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1~29人(製造業99人))(平成24~28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,857,937	100.0	2,328	100.0	2,288	100.0	1,319	100.0
神奈川	2,499,436	87.5	2,031	87.3	1,948	85.2	1,123	85.2
大阪	2,128,460	74.5	1,924	82.7	1,924	84.1	1,155	87.6
愛知	2,342,502	82.0	1,891	81.3	1,843	80.6	1,181	89.5
埼玉	2,306,459	80.7	1,772	76.1	1,732	75.7	1,211	91.8
千葉	2,354,032	82.4	1,808	77.7	1,751	76.5	1,131	85.7
京都	2,270,913	79.5	1,828	78.5	1,726	75.4	1,065	80.7
兵庫	1,942,516	68.0	1,796	77.2	1,730	75.6	1,074	81.4
静岡	2,183,492	76.4	1,729	74.3	1,731	75.6	1,045	79.2
滋賀	2,104,342	73.6	1,786	76.7	1,735	75.8	1,048	79.4
茨城	2,048,247	71.7	1,780	76.5	1,715	75.0	1,066	80.8
栃木	2,134,907	74.7	1,722	74.0	1,701	74.4	1,064	80.7
広島	2,143,520	75.0	1,688	72.5	1,689	73.8	1,037	78.6
長野	2,157,166	75.5	1,648	70.8	1,642	71.8	1,182	89.6
富山	2,209,651	77.3	1,618	69.5	1,628	71.2	1,075	81.5
三重	2,086,160	73.0	1,752	75.3	1,744	76.2	1,014	76.9
山梨	2,084,956	73.0	1,668	71.6	1,638	71.6	967	73.3
群馬	2,089,277	73.1	1,668	71.7	1,658	72.5	1,074	81.4
岡山	2,098,516	73.4	1,655	71.1	1,658	72.5	1,022	77.5
石川	2,205,278	77.2	1,598	68.6	1,615	70.6	1,070	81.1
香川	2,232,897	78.1	1,607	69.1	1,647	72.0	1,052	79.8
奈良	1,828,683	64.0	1,731	74.4	1,665	72.8	1,049	79.5
宮城	2,111,061	73.9	1,649	70.8	1,646	71.9	984	74.6
福岡	2,064,112	72.2	1,649	70.8	1,666	72.8	993	75.3
山口	2,111,744	73.9	1,578	67.8	1,637	71.5	991	75.1
岐阜	1,889,966	66.1	1,620	69.6	1,615	70.6	1,031	78.1
福井	2,015,724	70.5	1,586	68.1	1,586	69.3	1,029	78.0
和歌山	2,087,646	73.0	1,612	69.3	1,630	71.3	983	74.5
北海道	2,087,330	73.0	1,548	66.5	1,557	68.1	1,024	77.7
新潟	2,164,307	75.7	1,538	66.1	1,578	69.0	1,020	77.3
徳島	2,030,615	71.1	1,582	68.0	1,587	69.4	1,018	77.2
福島	1,881,262	65.8	1,542	66.3	1,567	68.5	989	75.0
大分	2,105,271	73.7	1,479	63.5	1,467	64.1	931	70.6
山形	1,895,665	66.3	1,421	61.0	1,495	65.3	965	73.1
愛媛	1,925,286	67.4	1,528	65.6	1,500	65.6	941	71.3
島根	1,782,861	62.4	1,472	63.2	1,541	67.3	958	72.6
鳥取	1,910,973	66.9	1,456	62.6	1,475	64.5	945	71.7
熊本	1,924,637	67.3	1,496	64.3	1,509	65.9	921	69.8
長崎	1,951,240	68.3	1,449	62.3	1,438	62.8	896	67.9
高知	2,039,181	71.4	1,489	64.0	1,570	68.6	948	71.9
岩手	1,942,054	68.0	1,381	59.3	1,461	63.9	921	69.8
鹿児島	2,017,592	70.6	1,468	63.1	1,430	62.5	898	68.1
佐賀	1,609,530	56.3	1,422	61.1	1,437	62.8	941	71.3
青森	1,916,873	67.1	1,357	58.3	1,408	61.5	889	67.4
秋田	2,048,475	71.7	1,401	60.2	1,435	62.7	897	68.0
宮崎	1,885,349	66.0	1,391	59.8	1,394	60.9	920	69.7
沖縄	1,554,114	54.4	1,362	58.5	1,377	60.2	875	66.4

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23~27年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23~27年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23~27年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1~29人(製造業99人))(平成24~28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,218	100.0	1,184	100.0	869	100.0	898	100.0
神奈川	1,126	92.5	1,086	91.7	856	98.4	872	97.1
大阪	1,088	89.3	1,023	86.4	809	93.0	828	92.2
愛知	1,068	87.7	1,036	87.5	799	91.9	812	90.4
埼玉	1,033	84.8	994	84.0	801	92.2	828	92.2
千葉	1,085	89.1	1,002	84.6	807	92.8	817	91.0
京都	1,065	87.5	961	81.1	783	90.1	794	88.5
兵庫	1,052	86.4	983	83.0	777	89.4	790	88.0
静岡	1,014	83.3	966	81.6	775	89.1	798	88.9
滋賀	1,009	82.9	991	83.7	760	87.5	780	86.9
茨城	1,034	84.9	955	80.7	757	87.0	775	86.3
栃木	979	80.4	937	79.1	751	86.4	784	87.3
広島	1,011	83.0	938	79.2	752	86.5	766	85.3
長野	1,011	83.0	932	78.7	757	87.1	792	88.2
富山	1,008	82.8	939	79.3	744	85.6	776	86.4
三重	1,014	83.3	950	80.2	769	88.5	778	86.7
山梨	994	81.6	927	78.3	763	87.8	778	86.7
群馬	1,001	82.2	927	78.3	755	86.8	773	86.1
岡山	1,001	82.2	929	78.4	733	84.3	749	83.5
石川	992	81.5	911	77.0	743	85.5	774	86.2
香川	980	80.5	908	76.7	748	86.0	762	84.9
奈良	1,041	85.5	927	78.3	746	85.8	758	84.4
宮城	962	79.0	877	74.1	712	81.9	716	79.8
福岡	940	77.2	882	74.5	713	82.1	728	81.1
山口	947	77.8	880	74.3	710	81.6	722	80.4
岐阜	989	81.2	920	77.7	759	87.3	760	84.7
福井	988	81.1	887	74.9	739	85.0	757	84.3
和歌山	970	79.6	889	75.1	726	83.5	733	81.7
北海道	935	76.8	835	70.5	720	82.9	738	82.2
新潟	956	78.5	885	74.7	719	82.7	746	83.1
徳島	984	80.8	876	74.0	712	81.8	727	81.0
福島	936	76.8	854	72.1	691	79.5	719	80.1
大分	959	78.7	837	70.7	669	76.9	691	77.0
山形	911	74.8	819	69.2	693	79.7	714	79.5
愛媛	923	75.8	846	71.5	695	79.9	710	79.1
島根	948	77.9	852	72.0	705	81.1	718	80.0
鳥取	942	77.3	840	71.0	707	81.3	718	80.0
熊本	884	72.6	812	68.6	669	76.9	692	77.1
長崎	898	73.8	785	66.3	671	77.2	682	76.0
高知	930	76.3	815	68.9	682	78.5	705	78.5
岩手	875	71.8	790	66.7	669	76.9	689	76.8
鹿児島	893	73.3	796	67.2	669	76.9	683	76.1
佐賀	898	73.7	806	68.1	681	78.4	700	77.9
青森	856	70.3	762	64.3	663	76.2	674	75.1
秋田	870	71.5	778	65.7	670	77.0	687	76.5
宮崎	887	72.9	778	65.7	667	76.7	688	76.6
沖縄	850	69.8	752	63.5	661	76.0	675	75.2

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」
 ⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」
 ⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成23～27年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成24年～28年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成24年)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成24年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	167,840	99.2	889	100.0	6,472,624	89.6	6,314,848	100.0
神奈川	169,160	100.0	888	99.8	6,965,598	96.4	4,933,847	78.1
大阪	165,780	98.0	840	94.4	6,259,802	86.6	5,555,778	88.0
愛知	164,440	97.2	801	90.0	5,067,840	70.1	4,859,729	77.0
埼玉	163,980	96.9	805	90.5	5,430,859	75.1	4,578,605	72.5
千葉	163,820	96.8	798	89.7	5,301,544	73.4	4,442,214	70.3
京都	160,700	95.0	792	89.0	5,271,658	72.9	4,581,754	72.6
兵庫	162,240	95.9	780	87.7	5,765,108	79.8	4,759,387	75.4
静岡	162,260	95.9	768	86.3	5,462,608	75.6	4,396,051	69.6
滋賀	160,840	95.1	749	84.2	6,977,003	96.5	4,258,619	67.4
茨城	158,880	93.9	732	82.3	6,197,921	85.8	3,981,660	63.1
栃木	158,460	93.7	736	82.8	5,718,414	79.1	4,254,927	67.4
広島	159,840	94.5	753	84.7	5,542,563	76.7	4,393,281	69.6
長野	158,180	93.5	731	82.3	4,968,578	68.8	3,780,411	59.9
富山	159,320	94.2	731	82.2	5,166,283	71.5	4,243,346	67.2
三重	161,820	95.7	756	85.0	5,212,146	72.1	4,104,840	65.0
山梨	160,700	95.0	724	81.4	7,226,749	100.0	4,067,523	64.4
群馬	159,260	94.1	724	81.4	5,607,149	77.6	3,958,866	62.7
岡山	157,500	93.1	721	81.1	6,387,433	88.4	3,922,749	62.1
石川	156,960	92.8	721	81.1	5,112,066	70.7	4,173,936	66.1
香川	157,960	93.4	705	79.2	5,124,350	70.9	4,370,191	69.2
奈良	158,760	93.9	727	81.8	4,732,145	65.5	5,229,215	82.8
宮城	152,720	90.3	713	80.2	4,748,494	65.7	4,520,016	71.6
福岡	153,520	90.8	730	82.1	4,867,601	67.4	4,371,370	69.2
山口	153,400	90.7	718	80.7	7,141,531	98.8	3,748,491	59.4
岐阜	159,600	94.3	741	83.3	5,306,464	73.4	3,962,579	62.8
福井	156,360	92.4	719	80.8	5,104,929	70.6	4,142,661	65.6
和歌山	155,240	91.8	718	80.7	6,207,960	85.9	4,647,721	73.6
北海道	148,020	87.5	750	84.4	4,719,837	65.3	3,936,219	62.3
新潟	152,800	90.3	718	80.7	4,479,190	62.0	3,860,521	61.1
徳島	153,180	90.6	682	76.7	5,978,512	82.7	3,297,587	52.2
福島	149,920	88.6	692	77.8	4,572,919	63.3	3,558,430	56.4
大分	148,840	88.0	681	76.5	5,333,254	73.8	3,524,343	55.8
山形	145,480	86.0	682	76.7	4,400,755	60.9	3,477,296	55.1
愛媛	151,880	89.8	683	76.8	5,544,946	76.7	3,763,174	59.6
島根	149,400	88.3	682	76.7	3,935,847	54.5	3,598,481	57.0
鳥取	146,760	86.8	680	76.5	3,972,906	55.0	3,580,780	56.7
熊本	146,740	86.7	681	76.5	4,778,137	66.1	3,404,722	53.9
長崎	142,220	84.1	681	76.5	5,088,586	70.4	3,385,281	53.6
高知	145,660	86.1	680	76.5	3,555,665	49.2	3,267,453	51.7
岩手	142,180	84.1	681	76.6	4,448,974	61.6	3,131,445	49.6
鹿児島	143,220	84.7	681	76.6	4,313,510	59.7	3,322,803	52.6
佐賀	144,720	85.6	681	76.6	5,033,185	69.6	3,341,499	52.9
青森	139,360	82.4	682	76.7	4,406,077	61.0	3,141,930	49.8
秋田	140,660	83.2	682	76.7	3,439,531	47.6	3,209,255	50.8
宮崎	143,500	84.8	680	76.5	3,992,743	55.2	3,270,520	51.8
沖縄	132,760	78.5	680	76.5	3,042,329	42.1	3,473,321	55.0

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑭厚生労働省調べ
⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業) (平成24年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業) (平成24年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成24年)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業) (平成24年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,173,229	100.0	4,288,500	100.0	100.0	2,038,094	100.0	7,827,435	100.0
神奈川	7,612,069	74.8	3,385,456	78.9	76.9	1,751,479	85.9	4,550,789	58.1
大阪	8,529,074	83.8	3,377,494	78.8	81.3	1,763,829	86.5	4,034,357	51.5
愛知	7,981,228	78.5	3,441,335	80.2	79.3	1,674,757	82.2	4,152,997	53.1
埼玉	7,680,058	75.5	3,543,250	82.6	79.1	1,703,794	83.6	3,618,388	46.2
千葉	7,332,244	72.1	3,337,010	77.8	74.9	1,645,531	80.7	3,993,592	51.0
京都	5,755,557	56.6	3,191,067	74.4	65.5	1,845,778	90.6	3,424,905	43.8
兵庫	7,321,979	72.0	3,844,096	89.6	80.8	1,602,216	78.6	3,528,474	45.1
静岡	7,170,198	70.5	4,074,842	95.0	82.7	1,625,602	79.8	3,591,370	45.9
滋賀	5,956,404	58.5	2,864,425	66.8	62.7	1,609,915	79.0	3,229,219	41.3
茨城	7,119,466	70.0	3,455,929	80.6	75.3	1,568,071	76.9	4,003,597	51.1
栃木	6,726,195	66.1	3,480,272	81.2	73.6	1,541,812	75.6	4,115,845	52.6
広島	7,470,806	73.4	3,160,562	73.7	73.6	1,610,154	79.0	3,496,048	44.7
長野	5,675,829	55.8	3,284,630	76.6	66.2	1,641,529	80.5	3,295,565	42.1
富山	5,931,248	58.3	3,103,012	72.4	65.3	1,661,069	81.5	3,425,085	43.8
三重	6,045,222	59.4	3,445,159	80.3	69.9	1,587,752	77.9	3,298,394	42.1
山梨	5,342,616	52.5	3,205,722	74.8	63.6	1,508,461	74.0	3,356,757	42.9
群馬	6,325,610	62.2	3,283,213	76.6	69.4	1,537,406	75.4	3,340,740	42.7
岡山	5,744,666	56.5	3,361,189	78.4	67.4	1,646,407	80.8	3,623,320	46.3
石川	6,264,994	61.6	3,047,267	71.1	66.3	1,618,299	79.4	3,328,951	42.5
香川	6,732,253	66.2	3,017,514	70.4	68.3	1,549,784	76.0	3,482,186	44.5
奈良	6,139,608	60.4	2,735,049	63.8	62.1	1,502,281	73.7	3,246,222	41.5
宮城	8,590,953	84.4	4,020,192	93.7	89.1	1,677,791	82.3	3,469,374	44.3
福岡	7,146,450	70.2	3,417,749	79.7	75.0	1,660,135	81.5	3,705,989	47.3
山口	5,475,841	53.8	3,006,635	70.1	62.0	1,480,519	72.6	3,251,095	41.5
岐阜	5,648,618	55.5	3,182,370	74.2	64.9	1,508,661	74.0	3,143,037	40.2
福井	5,379,771	52.9	2,802,990	65.4	59.1	1,569,231	77.0	3,471,527	44.4
和歌山	4,938,474	48.5	3,106,879	72.4	60.5	1,525,101	74.8	3,070,137	39.2
北海道	6,627,475	65.1	3,140,704	73.2	69.2	1,641,571	80.5	3,259,318	41.6
新潟	5,776,276	56.8	3,066,590	71.5	64.1	1,669,432	81.9	3,084,244	39.4
徳島	5,108,247	50.2	2,916,326	68.0	59.1	1,486,987	73.0	3,173,221	40.5
福島	5,248,660	51.6	3,139,485	73.2	62.4	1,478,616	72.5	3,032,092	38.7
大分	5,591,865	55.0	2,799,424	65.3	60.1	1,457,514	71.5	3,074,624	39.3
山形	6,312,230	62.0	3,449,006	80.4	71.2	1,493,776	73.3	3,342,120	42.7
愛媛	5,503,601	54.1	2,936,511	68.5	61.3	1,410,592	69.2	3,182,559	40.7
島根	4,834,373	47.5	3,034,425	70.8	59.1	1,659,021	81.4	3,180,512	40.6
鳥取	5,122,681	50.4	3,089,175	72.0	61.2	1,569,105	77.0	3,284,075	42.0
熊本	5,257,759	51.7	2,938,886	68.5	60.1	1,592,177	78.1	3,336,654	42.6
長崎	5,159,414	50.7	2,805,884	65.4	58.1	1,642,782	80.6	3,086,647	39.4
高知	5,988,079	58.9	2,904,982	67.7	63.3	1,426,974	70.0	3,000,387	38.3
岩手	6,060,438	59.6	2,868,640	66.9	63.2	1,566,334	76.9	2,938,794	37.5
鹿児島	5,480,233	53.9	2,591,996	60.4	57.2	1,520,782	74.6	2,994,855	38.3
佐賀	4,700,196	46.2	3,104,029	72.4	59.3	1,583,190	77.7	3,095,157	39.5
青森	6,663,521	65.5	3,174,349	74.0	69.8	1,488,819	73.0	2,865,609	36.6
秋田	6,366,676	62.6	2,763,593	64.4	63.5	1,590,199	78.0	2,974,924	38.0
宮崎	4,246,748	41.7	2,908,784	67.8	54.8	1,513,002	74.2	2,922,984	37.3
沖縄	5,359,552	52.7	2,935,063	68.4	60.6	1,304,717	64.0	2,882,395	36.8

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	87.1
大阪	84.1
愛知	82.8
埼玉	81.3
千葉	81.0
京都	79.6
兵庫	79.5
静岡	79.3
滋賀	78.3
茨城	78.2
栃木	77.9
広島	77.3
長野	76.8
富山	76.8
三重	76.7
山梨	76.5
群馬	76.1
岡山	76.1
石川	76.0
香川	75.8
奈良	75.5
宮城	75.4
福山	75.1
山岐	75.1
福和	74.6
北新徳	74.2
歌海	73.9
	73.0
	72.8
	72.6
福大	70.7
山愛	70.3
島媛	70.1
鳥根	70.0
熊取	69.6
長本	69.5
高崎	69.0
岩知	68.5
鹿手	68.4
佐島	67.8
青賀	67.7
秋森	67.6
宮田	67.0
沖崎	66.8
	66.5
	63.1

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会
論点の中間整理（抄）

平成 27 年 5 月 25 日

2. 議論の経過

(3) 目安審議の在り方について

(略)

- 目安審議の時期について、10 月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4 月 1 日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。